

一時的な河川放流に関する住民説明会の質疑応答の概要（1日目）

日時：令和元年 10月 21 日（月）開始午後 7 時 00 分 終了午後 9 時 00 分

場所：川尻ふれあい交流館

組合側出席者：佐藤副管理者、田代事務局長、坂口庶務係長、前村企画係長

他組合職員 4 名 合計 8 名

住民参加人数：55 人

主な質問とそれに対する回答の概要

参加者の中から、河川放流については 4 月の川尻区総会において、組合管理者に説明を求めることが区の総会で決議しており、また、旧かいもん荘跡地の売却が河川放流や敷地内の放流管撤去の原因になったのではないかという発言があった。旧かいもん荘跡地の売却については、副管理者が指宿市副市長という立場で発言し、売買契約の経緯や、河川放流自体は法的に問題がない事、放流水の水質が周辺環境に影響がない事、放流管の多額の更新費用などを総合的に考慮し、河川放流を目指していることを説明ののち、質疑応答を行った。

参加者から放流水の水質については問題ない事は分かっているという発言があった。一方、河川放流を始める前になぜ住民に説明しなかったのかという発言や、説明が遅れたことに関する発言があった。当初は迂回配管を計画していた事、一時的な短期間の河川放流と考えていたことから各区長に説明したが、住民への説明が遅れたことに対してはお詫びした。

今回の一時放流に関してかいゑい漁協と締結した覚書や支払った協力諸費に対する質問があり、覚書を締結した経緯やかいゑい漁協と締結している協定書について説明した。なお、協力諸費の追加支払があるのかという質問に対しては、覚書により工事期間中の協力諸費の追加は発生しないと回答している。

その他の主な質問や発言は以下のとおり。（括弧内は質問に対する回答）

- ・管理者が出てきて説明会をするべきである。

（説明会について管理者に伝える。）

- ・旧かいもん荘跡地売買により発生する放流管移設工事費はどうするのか。

（組合としてはあくまでも河川放流を目指している。予算化はしていない。）

- ・一時放流はいつまで行うのか。

（現段階では未定である。）

- ・なぜ、かいゑい漁協とだけ協議したのか。

（かいゑい漁協と締結している協定書により協議する必要があった。）

一時的な河川放流に関する住民説明会の質疑応答の概要（2日目）

日時：令和元年 10月 24 日（木）開始午後 7 時 00 分 終了午後 8 時 50 分

場所：開聞総合体育館サブアリーナ

組合側出席者：佐藤副管理者、田代事務局長、坂口庶務係長、前村企画係長

他組合職員 4 名 合計 8 名

住民参加人数：47 人

主な質問とそれに対する回答の概要

河川放流にあたって、事前の説明が遅れたことについてお詫びの発言をし、河川への影響等について説明ののち質疑応答を行った。組合としては、河川放流自体は法的に問題がない事や放流水の水質が周辺環境に影響がない事、放流管の多額の更新費用などを総合的に考慮し、河川放流を目指していることを説明した。

旧開聞し尿処理施設建設時の地元区による反対運動の事を発言する参加者がいた。一方、河川放流に対して理解を示される発言もあり、放流水の水質は問題がない事や放流管の更新費用が多額であることから更新せずに河川放流すべきであるとの発言があった。

参加者の中から旧かいもん荘跡地の売買契約が河川放流の原因となったという発言や、売ってはならない土地であったという発言、契約者や売買契約金額及び放流管移設費用の事を質問される参加者もあり、副管理者が指宿市副市長という立場で売買契約の経緯を説明した。

なお、参加者の中から、各区と新たな協定書を締結できないかとの発言に対し、来年 3 月までに各区の代表者と協議すると回答した。

その他の主な質問や発言は以下のとおり。（括弧内は質問に対する回答）

- ・川に流すと水質がわからないのではないか。

（海に流すよりは目に見える。水質については安全監視委員会などの仕組みづくりを検討したい。）

- ・旧かいもん荘跡地に建物が建った時に建物の下を通することはできないのか。

（指宿市の契約が配管の撤去となっており、敷地内を通すという事は考えていない。また、契約者も撤去を求めている。）

- ・今回の説明会には管理者はなぜ来ないのか。管理者が出席してほしい。

（今回はスケジュールの都合上、出席できなかった。管理者のスケジュール調整等出来る限り対応したい。）